

発委第1号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月20日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合の改定に関し、長久手市
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
ため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和54年長久手町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

第2条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の172.5</u>を基準日</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を基準日</p>

<p>以前</p> <p>6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>以前</p> <p>6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。